

広島市水道局規程第 13 号

令和 7 年 5 月 27 日

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 梶 原 茂

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程

広島市水道局就業規則（昭和 28 年広島市水道局規程第 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 36 条第 3 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 47 条第 1 項第 2 号中「禁^こ錮」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁^こ錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この規程の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。